

---

# 計画論の視点からとらえる避難小屋管理のあり方

伊藤 太一 Ito Taiichi

筑波大学大学院生命環境科学研究科助教授

---

## 1. はじめに

避難小屋と聞いて登山者が抱くイメージはどんなものだろうか。管理人なしで、寝具や食料、炊事用具を持参すれば無料で泊まれる山小屋というところだろうか。英語ではシェルターあるいはレフュージという言葉で表現される。北アルプスを中心とする営業小屋の多くは民営であるのに対して、避難小屋は採算が取れるだけ利用が見込めない山域に、多くは地方自治体などによって建設されている。ここでは、避難小屋の展開を辿ってから問題点を挙げ、ニュージーランドの事例から解決の糸口を検討したい。

## 2. 避難小屋の歴史的展開

江戸時代に盛んになった四国遍路では「通夜堂」などが宿泊施設として使われていたし、富士講ではある程度のリピーターだけに許された御中道の難所、大沢崩れの北側に「お助け小屋（大沢休泊所）」なるものが設けられている。これらの実態は避難小屋といえよう。

明治になると測量のための石室や国有林作業小屋が造られ、北アルプスではそれらが払い下げられて山小屋になった（菊地, 2004）。1905年に結成された日本山岳会は1930年から山日記を刊行した。そこには登山者に不可欠な宿泊施設に関する情報が掲載され、1936年版には既に全国2,600ヶ所余りが載っていた（松方, 1936）。掲載施設には、北アルプスなどの営業小屋だけでなく、国有林の造林小屋や奥多摩などの水道の作業小屋も含まれていた（瓜生, 1941）。

1916年には6箇所過ぎなかった北アルプスの山小屋数が、25年後には120に達して大部分が有料となった一方で、1924年には南アルプス北部で山梨県営小屋が6箇所整備され、その後増加したという（角田, 1941）。同様に、1916年には新潟県、1919年には長野県で、それぞれ県費で避難小屋設置を補助している（菊地, 2004）。

国立公園法が制定された1931年には『山小屋』という雑誌が創刊され、中部山岳国立公園が指定された1934年には『国立公園』誌で山小屋特集が組まれる（国立公園協会, 1934）。そこには建築学会と共同で開催された山小屋コンペに応募した193案から入選作が掲載されている。このようなコンペが開催された背景としては国立公園指定に呼応した上高地帝国ホテルの開業が考えられる。応募条件は国立公園候補地で夏冬兼用、延べ床面積150~200㎡、収容人員50~80人という条件で管理人のいる立派な営業小屋を想定したものであった。

1940年には皇紀2600年記念事業として各地で多様な山小屋が整備されていった。国立公園協会は大雪山にトムラウシ（現ヒサゴ沼）避難小屋（図-1）、帝室林野局は美瑛富士避難小屋を設置した。これによってキャンプなしでこの間が縦走可能になったと記されている（五島, 1941）が、今日でも1日で歩くのは強行軍であり、オプタテシケ山東麓の双子池でテントを張るのが普通である。現在のヒサゴ沼避難小屋は1982年に建設され、トイレも付随しているが、それよりも新しい3代目の美瑛富士小屋（1996）にはトイレがまだなくボランティアによる調査・清掃をふまえて、トイレ建設が求められている（山のトイレを考える会, 2005）。

戦後になると再び登山ブームとなり、1957年には自然公園が制定され、その施行令で避難小屋などが公園施設として位置づけられた。そこで、国立公園誌は再び山岳公園施設特集を組んだ。その中で建築家吉阪は、ヨーロッパの山小屋の発展を4段階に分け、「ピバーク小舎」が次第に「山のホテル」に変わったことを示している（吉阪, 1957）。これは北アルプスなどにおける日本の動向とも重なる。

国立公園と重複する国有林を管理する林野庁は1960年から独自の予算で避難小屋を整備し、64年までに11ヶ所を造った（武井他, 1964）。これも遭難の増加によって国有林を管理している林野庁職員やその施設が遭難救助に動員されることが多いという現実を反映したものである。ここで林野庁が無人と第三者に管理を委託する2つの方式を採用したのが興味深い。後者の詳細は不明だが、営林署長と委託者が協議の上料金を決め、非営利で毎年償却費を国に納付することになった（篠原, 1961）。

今日、全国には1,000ヶ所近い山小屋が（林, 2002）あるが、そのうち360ヶ所が避難小屋であり、その分布は図-2のように北海道、東北、関東・越後に多く、営業小屋の多い中部には少ない（高橋, 2004）。

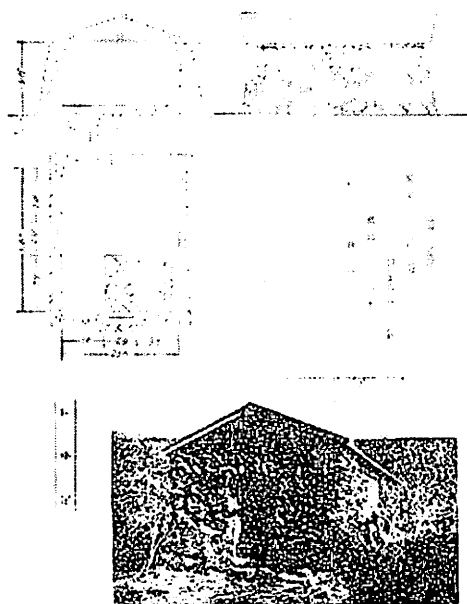


図-1 1940年設置のトムラウシ避難小屋

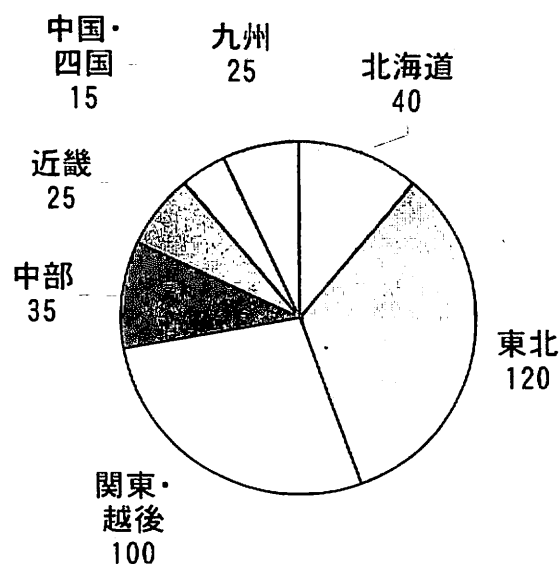


図-2 避難小屋の分布

### 3. 避難小屋の定義と現実のギャップ

1957年に制定された自然公園法第2条の「公園事業」とは「保護又は利用のための施設で政令に定めるもの」となっている。その政令に相当する同法施行令第1条において「宿舎および避難小屋」が公園利用施設として位置づけられている。ここで宿舎と避難小屋を分けたのが注目される。解説によると「宿舎」は、旅館業法に基づくホテル、旅館及び簡易宿舎など「利用者の宿泊の用に供する施設」でロッジや山小屋を含むのに対して、「避難小屋」は「宿舎のように利用者の宿泊を目的とするものではなく、山岳等において非常の際一時難を避ける目的で設けられる施設」となっている(環境庁自然保護局企画調整課編, 1977)。宿泊を目的とする山小屋とは異なり悪天候時などに救急避難するための施設であるから、同施行令第19条6項で2分の1以内まで国が補助して都道府県などが設営できると定めている。

この時代に避難小屋が公園施設として認定された背景としては登山ブームとそれによる遭難の増加がある。しかし、自然公園法の定義には問題がある。まず、利用施設と保護施設を分けること自体が机上の空論というものであり、避難小屋およびトイレは利用者にとっても自然保護にとっても重要な施設である。さらに、宿舎と避難小屋を対置させる考え方にも無理がある。利用者の宿泊を想定しない行政の意図と利用実態は乖離している。多くの登山者にとって避難小屋は「一時難を避ける」ために逃げ込む施設ではなく、登山の計画を立案する時点で普通に利用する施設として認識されている。利用者は夏場など一杯である場合を考慮して、テントを持参する現実を無視してはならない。

無料であることが多いという事実は、若い登山者に限らず魅力的であり、無料の避難小屋のある山域を選択する登山者もいるようだ。営業小屋の1泊2食の料金が8,000±1,000円、素泊まりでも6,000円を超える現況では、縦走で何泊もすると経済的負担が大きい。また、宿泊施設の選択肢が多い下界の観光旅行と異なり山小屋は選べないし、仮に選べても同一ルート上では統一料金となっていることが多い。これに対して、避難小屋ならば寝具・食料さえ持参すれば無料である上、営業小屋のある山域より登山者が少なく静かであるから、避難小屋が適宜設置されたルートを選ぶ登山者の心理は理解できる。

### 4. 避難小屋のかかえる2つの課題

このように利用者にとって結構づくめの避難小屋だが2つ課題がある。

1つは、前述した行政と利用者間の認識ギャップから発生したとも言える管理責任問題である。建設時には国による補助金があるが、その後の維持管理は設置した自治体負担となる。しかし、どの自治体も厳しい財政状況で、遠隔地かつ無料施設の管理には手がまわらない。

その典型が近年のトイレ問題である。収容力が10名以内の避難小屋ではトイレが併設されていないことが多いし、設置した場合でも管理は不十分となる。行政としては緊急避難用という位置づけだからトイレを併設する義務はないし、管理負担の大きいトイレは作り

たくないのが本音だろう。

その結果、東北の避難小屋の33%、関東・越後では55%がトイレなしとなっている（高橋, 2004）。比較的新しい美瑛岳避難小屋でもトイレがないし、屋久島の淀川小屋（1985）のように40人もの収容力にもかかわらずトイレが1基しか備わっていないところもある。後述するミルフォード・トラックでは、歩道上に配置されたトイレとは別に、定員40名の各小屋に10基程度設けている。この4人に1つという配分は一般家庭のそれと同率で合理性がある。日本の行政には利用者のための計画という視点が乏しいといわざるを得ない。

もう1つの課題は、トイレなどの管理費用を部分的にせよ回収するための受益者負担の原則を考慮した有料化のあり方である。避難小屋利用料（200円）を条例で規定している長野県辰野町のような場合もあるが、基本的には無人かつ無料が多い。また、夏期だけ管理人が駐在し有料とする大雪山白雲小屋（1,500円）や民営小屋を経営する東海フォレストに管理を委託した南アルプス南部の静岡県営避難小屋（図-3）（3,500円）もある。利用者にとっては無料あるいは低廉である方がうれしいが、同時にトイレなどが清潔に管理されていることも重要である。

避難小屋の管理問題は既に1931年の文献で「無人公設小屋の登山道徳」として言及されている（加賀爪, 1931）。さらに、松方（1936）はヨーロッパ・アルプスの3ヶ国の無人小屋を比較している。まず、フランスの小屋では毛布はあったものの薪がないだけでなく、ベッドの藁や椅子から扉まで燃やされている場合があるという。さらにイタリアの小屋では毛布もない上、周辺に糞尿が散乱して近づきがたく悪臭もひどいと述べている。ところが、スイスでは清潔で薪も薬品も補給されているという。宿泊者は使った薪の束数を記帳し料金を小屋備え付けの金庫に入れるか、小銭のない場合には吊してある振替用紙を持ち帰り下山してから郵便局から送金する方式となっていた。さらに、出発時には皆掃除していくので、とても快適だと記している。松方は暗に日本の状況を批判しているが、1962年7月には剣岳真砂沢では赤痢が発生するに至った（林, 1962）。今日の日本より1930年代のスイスの方が先進的であるともいえる。

## 5. ニュージーランドのハット・システム

日本の国土の7割程度で人口400万足らずのニュージーランドには1,000を超える小屋がありその多くが国設かつ無人である。すなわち、日本の3倍の避難小屋を保全庁が管理

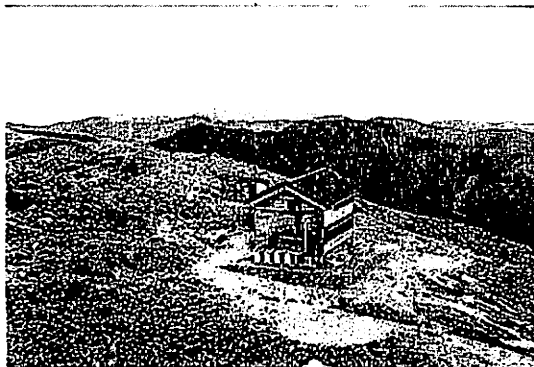


図-3 赤石岳避難小屋



図-4 ミルフォード・トラックのクリントンハット

していることになる。

ニュージーランドの自然地域の山小屋は19世紀末より主として雨が多い気候における野生動物管理、特に導入された鹿の頭数管理のために設営されたが、1970年代末からはレクリエーションが主たる目的となっている。保全庁が所有する車道アクセスのない地域の小屋が950軒以上を占め、海辺から標高2,672メートルのクック山中に位置するものまで含まれる。ベッド数で決まる定員は2名から80名となっているが、一番利用が多いのはミルフォード・トラック上で定員40名のクリントン・ハット（図-4）で2001年には7,618人が宿泊した（Barnett, 2002）。なお、このルートなどには民営でフルサービスの宿泊施設もあるが、保全庁の小屋とは意図的に隔てている。

保全庁小屋は、以下のように施設およびサービス水準によって4つのカテゴリに区分され、利用料金（NZドル表示）も異なる（DOC, 2004ab）。また、利用や防災、環境影響など立地条件から、雨漏りやすきま風がないという快適性の視点、安全や衛生からの建築物、さらには維持管理の可能性という基準も考慮されている。

- a) GW (Great Walk Hut) : ミルフォード・トラックなど9本の有名ルートに位置し、マットレス、水道、トイレ、暖炉、場合によっては照明、コンロなども設置され、夏期には管理人も常住する。10~45ドル（場所、季節によって変動、家族や学校団体割引もある）、予約制（ビジターセンターやインターネットや電話、ファクス、郵便など）。飛び込み利用者は、管理人に25-100%の割増料金を支払うことになる。また、連泊可能日数も決まっている。
- b) SV (Serviced Hut) : GWに準じ、季節によっては管理人が駐在する。10ドル（山岳部では20~35ドル）、先着順。
- c) ST (Standard Hut) : SVに準じるが、コンロなどはなく、管理人はいない。5ドル、先着順。
- d) B (Basic Hut) : 風雨から守る程度である。無料。

これらの小屋は11歳未満無料で、SVおよびSTの利用（GWにはオフシーズンのみ有効）に1年間有効なパスが大人90ドル、学生45ドルで販売されている（図-5）。このパスや1泊の利用券は保全庁のビジターセンターや様々な小売店に加えて、郵便や電話、ファクスでも購入可能である。また、裏面には気づいた点を連絡する保全庁の無料電話番号が書かれている。管理人が駐在する小屋ではチケットを持たない利用者から直接利用料を徴収することもあり、それによって不在では20%程度の支払い率が90%までに高まるという。

日本の避難小屋の状況と比較するといくつかの違

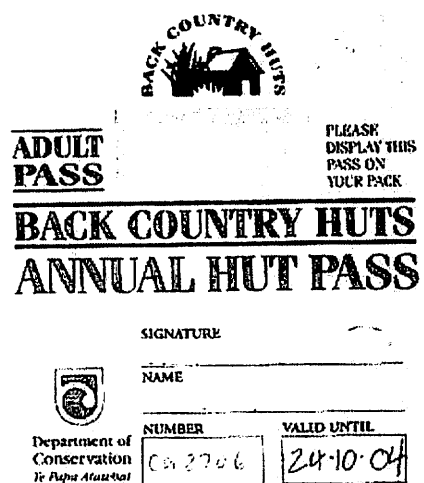


図-5 ニュージーランドのハット・パス

いが明確になる。第 1 にすべてを保全庁という行政機関がシステムとして管理している。第 2 に、このシステムでは施設および管理の水準から 4 つに分けている。第 3 に、このカテゴリに従って多様な料金設定や徴収方法を採用している。

保全庁がこのようなシステムを採用するに至るまでには様々な方法が試みられてきた。たとえば、突然有料化すると反感を抱く利用者が多いので、支払いがそれらの施設の良好な管理に使われていることを PR してきた。日本でも避難小屋以外で試行錯誤の実績がある(伊藤, 2005) ので今後いろいろ試してみる必要があろう。

## 6. おわりに

トイレなど管理にかかわる問題はその費用が捻出できれば軽減されるが、自然地域ではその料金設定よりも徴収方法・コストが問題になる。だから、無料のまま、募金箱を設置、ピーク時だけ管理人を配置などの方法が採用されている。だが、これらの方法には公平性と防犯という点で課題がある。そこで、施設水準だけではなく管理水準も考慮して区分し、無人小屋では巡回しながら回収する方式やパスなどの併用が望まれる。利用者が多いピークシーズンにはアルバイトの管理人などを積極的雇用することによって、ある施設のあり方を検討するのに不可欠でありながら、あまり蓄積されてこなかった利用実態のモニタリングも可能となる。

## 引用文献 (ABC 順)

- Barnett, S. (2002) Backcountry huts. *New Zealand Wilderness Magazine*, Jan.: 40-49.  
DOC(2004a) Backcountry huts information. 4pp.  
DOC(2004) New Zealand great walks: hut and campsite fees, 7 pp.  
五島生(1941)北海道二国立公園の近況. *国立公園*, 13(1): 30-31.  
林弘文編(2002)全国山小屋完全カタログ. ヤマケイ JOY, 31, 162 pp.  
林勝次(1962)山小屋はよごれている. *国立公園*, 157: 5-8  
伊藤太一(2005) 自然地域レクリエーション計画における有料化の展開. *森林計画学会誌*, 39: 183-196.  
角田吉夫(1941)山小屋の今昔. *国立公園*, 13(1): 9-12.  
加賀爪鳳南他(1931)山小屋を語る. *山小屋*, 創刊号: 25-27.  
環境庁自然保護局企画調整課編(1977)自然公園法の解説. 中央法規出版, 679 pp.  
菊池俊朗(2004)北アルプスこの百年. *文藝春秋*, 242 pp.  
国立公園協会(1934)山小屋号. *国立公園*, 6(3): 21 pp.  
松方三郎(1936)住み心地のいい山小屋. *国立公園*, 8(8): 14-17.  
篠原輝男(1961)国有林における大衆のためのレクリエーション施設と観光事業. *林野時報*, 12:2-15.  
高橋信一(2004)東北・関東の避難小屋の現況調査と課題. *山の ECHO 通信*, 3:1-3.  
武井忠雄・秋山智英・伊藤敏(1964)観光と森林. 地球出版, 274 pp.  
瓜生正(1941)山小屋について. *国立公園*, 13(6):12-14(公園施設特集).  
山のトイレを考える会(2005)第 5 回山のトイレを考えるフォーラムの報告,  
<http://www.yamatoilet.com/index.htm>  
吉坂隆正(1957)欧州の山小屋: 時代区分, *国立公園*, 90: 8-9 (山岳公園施設特集).